

日南市東九州自動車道
ストック効果最大化プロジェクト
アドバイザー業務委託

公募型プロポーザル

募集要領

宮崎県 日南市

日南市東九州自動車道ストック効果最大化プロジェクトアドバイザー業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、東九州自動車道の延伸（日南東郷 I C～（仮称）油津 I Cの開通）を見据え、開通前後のストック効果を最大限に発揮するため、地域経済活性化に繋がる全庁横断的な施策の企画・立案及び推進を図ることを目的に設置した「日南市東九州自動車道ストック効果最大化プロジェクト推進本部」（以下「推進本部」という。）の活動を多角的に支援し、より実効性の高い政策推進を実現するため必要な業務を委託する事業者（以下「受託者」）の公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

日南市東九州自動車道ストック効果最大化プロジェクトアドバイザー業務委託

(2) 事業内容

日南市東九州自動車道ストック効果最大化プロジェクトアドバイザー業務委託仕様書（以下「仕様書」）のとおり

(3) 実施期間

令和 8 年 7 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

※ただし、良好な管理運営が実施され、次年度以降も受託者による事業継続が妥当であると認められた場合は、会計年度ごと（単年度契約）に契約を更新できるものとする。

(4) 見積金額

上限 9,000,000 円

<内訳>

- ① 全体戦略の策定支援業務
- ② 推進組織の運営支援業務
- ③ 具体的な施策の企画・実行支援業務
- ④ 効果測定と評価・改善支援業務
- ⑤ 外部連携・広報活動支援業務
- ⑥ その他本業務に関する業務

3 プロポーザル方式及びその理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績などを総合的に評価し、本市の目的に合った受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行う。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による入札参加制限を受けていないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税、地方税等の各種税金の滞納がないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (7) 代表者又は役員が暴力団等（日南市暴力団排除条例（平成 23 年日南市条例第 29 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、同条第 2 号に掲げる暴力団員又は同条第 3 号に掲げる暴力団関係者に該当するものをいう。以下同じ。）に該当しないこと
- (8) 日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱に基づく、指名競争入札参加者名簿に登載されている者（指名競争入札参加者名簿に登載されていない場合は、契約までに搭載されること）
- (9) 日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱第 9 条に規定する指名停止を受けていない者
 - ※プライバシーマーク（一般社団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けており、個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できていることが望ましい。

5 事業スケジュール（予定）

項目	スケジュール
(1) 公募開始（参加申込み及び質問受付）	令和 8 年 4 月 20 日（月）
(2) 質問受付締切り	令和 8 年 5 月 8 日（金）17 時必着
(3) 質問に対する最終回答	令和 8 年 5 月 13 日（水）
(4) 参加申込書提出締切り	令和 8 年 5 月 18 日（月）
(5) 参加資格審査結果通知	令和 8 年 5 月 20 日（水）メールで通知
(6) 企画提案書等の提出締切り	令和 8 年 5 月 29 日（金）17 時必着
(7) 審査（プレゼンテーション等）	令和 8 年 6 月 10 日（水）
(8) 審査結果の通知（予定）	令和 8 年 6 月中旬
(9) 委託業務契約締結（予定）	令和 8 年 6 月下旬

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書（様式 1）
 - ② 誓約書（様式 2）
- (2) 提出期限
令和 8 年 5 月 18 日（月）17 時まで
- (3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 提出先

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目 1 番地 1

日南市 産業経済部 商工政策課 商工政策係 担当：釋迦郡

※期限までに参加申込書の提出がない場合、参加資格を失う。

7 企画提案書の提出

提案者は、以下のとおり、選考に必要な書類（以下、「提出」書類という。）を担当課に提出すること。サイズは原則日本産業規格による A 4 判とすること（A 3 判による折込頁の挿入は可とする。）

なお、1 事業者について 1 つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 業務実施体制（様式 4）
- ③ 見積書（様式 5）
- ④ 会社概要（既存のパンフレット可）
- ⑤ 印鑑登録証明書（原本・参加申込書に押印した実印の証明書）
- ⑥ 履歴事項全部証明書（原本・法務局で発行する法人の履歴事項証明書）
- ⑦ 納税証明書（完納証明書）

(2) 企画提案書の内容

企画提案書は以下の内容について記載すること。

- ① 仕様書に記載された業務内容を実施するための方針
- ② ①で示した方針を実現するために行う具体的な取組内容
- ③ その他提案（仕様書に記載されていない内容でも可）

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

また、提出の際は、提出書類をフラットファイルに綴じた上で提出すること。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（ただし、上記提出書類のうち⑤、⑥、⑦は正本 1 部のみ）

(5) 提出先

「6 参加申込書の提出」(5)と同様とする。

(6) 提出期限

令和 8 年 5 月 29 日（金）17 時まで

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本件プロポーザルについては、事業者から企画提案書の提出を受けた後に審査を行う。審査については、書類審査とプレゼン審査に基づいて採点を行い、評価基準総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、見積書の金額により順位を決定する。

また、提案者が1事業者のみの場合は、規定の審査を経た上で、審査委員会の協議により受託候補者となるか決定する。

(2) 書類及びプレゼン審査

書類及びプレゼン審査は、審査委員により、審査基準に基づき提出された企画提案書及びプレゼン内容により審査を行い、最も優れている提案を選定する。

なお、審査方法については次のとおりとする。

- ① 各事業者から提出された企画提案書及びプレゼン内容により審査を行う。
- ② プレゼン審査は、提出書類やモニターを用いた説明を受けて行うものとし、提出期限後の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ⑤ プレゼン審査の日程については、「5 事業スケジュール（予定）」のとおりとする。

9 審査結果の通知

審査結果については、全ての事業者に書面で通知する。

なお、優先交渉権者との合意が得られず契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者に交渉権が移るものとする。

(1) 通知書発送日

令和8年6月中旬 予定

(2) 審査結果の公表

受託候補者を決定したときは、審査結果通知日の翌営業日以降に市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ① 受託候補者の名称及び点数
- ② 参加業者数
- ③ 受託候補者以外の点数（点数の高い順）

(3) その他

審査内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

10 契約の締結

企画が採用された事業者は、事業実施の候補者として本市と協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。

11 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止になる場合がある。

- (1) 提出書類を期日までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助、助言を直接又は間接に求めた場合
- (6) 前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が欠格であると認めた場合

12 その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。
ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、審査委員会委員長が承諾したものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類については、いかなる理由があっても返却は行わない。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (5) 企画提案書等の作成のために担当課から受託した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるときその他やむを得ない事情がある場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (7) 受託候補者となった提案者と協議を行い、企画提案の一部を変更することがある。

13 担当課及び書類等提出先

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

日南市 産業経済部 商工政策課 商工政策係 担当：釋迦郡

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

メール：syoko@city.nichinan.lg.jp